

36. (Gno.82) 会社法制のグローバル展開に関する比較法的研究 (比較会社法研究会)

代表：三浦 治

2018/02/14 (承認) 2018 年度 (開始)

【研究の目的】

会社法制における英米法の影響は、アジア諸国のみならず、欧州諸国でも高まっている。その反面、その受容は限定的でもあり、各国の固有なルールも多い。本研究は、アジア・欧州諸国の会社法制と英米会社法制の受容に関する比較検討し、会社法制のグローバル展開とわが国会社法制のあり方を検討する。

【研究活動及び成果】

総括

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため集合での研究会を避け、Webex・メールによる意見交換などによって会社法制の展開の比較法的検討を行った。

学術雑誌

- 一ノ澤直人「会社法上の開示規制によるコーポレートガバナンスの実効性の確保」『私法』82号 135-141頁, 166-164頁 (日本私法学会・有斐閣, 2020年4月)
- 木下 崇 「退社時に債務超過であった合資会社における無限責任社員の責任 (最高裁判所令和元年12月24日判決)」『法学セミナー増刊 速報判例解説 (27)』125-128頁 (日本評論社, 2020年10月)
- 三浦 治 「株式の相続人 (準共有株主) による議決権不統一行使の一方法」『法学新報』127巻 3・4号 539-565頁 (2021年2月)
- 木下 崇 「原始株主となる者の株主名簿記載請求 (東京高等裁判所令和元年11月20日判決)」『私法判例リマックス』(62)78-81頁 (日本評論社, 2021年2月)